

# ク룬高岡 B1 勉強カフェ利用規約

TSB 商店会

## (第1条 適用範囲)

1. 本規約はク룬高岡 B1 勉強カフェ（以下、「勉強カフェ」とする。）が提供するサービスを利用する会員様すべてに適用されます。

## (第2条 入会)

1. 勉強カフェへの入会を希望する方は、TSB 商店会（以下、「商店会」とする。）所定の方法により入会申込を行ってください。

入会申込の際には、以下をご用意頂いた上で、スタジオへお越しください。

- ①本人確認書類 ②入会申込者名義の銀行口座のお届け印
- ③入会金およびカード発行手数料、ご契約プランの当月および翌月の月会費相当額の現金

2. 入会申込者は、入会申込書において、本規約に同意する旨のサインをしてください。

本規約に同意する旨のサインを頂けない場合には、入会をお断りしております。

3. 以下の条件に当てはまる方は、入会をお断りしておりますので、ご了承ください。

- ①未成年の方（但し保護者の同意書があればこの限りではありません）、②宗教活動目的の方、
- ③営業目的または勧誘目的の方、④暴力団を始めとする反社会的勢力と関わりのある方、
- ⑤その他商店会がご利用に相応しくないと判断した方

## (第2条の2 契約期間)

1. 入会した月の契約期間は入会日よりその翌月の末日までとし、以降翌々月よりは、当月 1 日より末日までの 1 ヶ月間が契約期間となります。

2. 契約の更新をしない場合（即ち退会を希望する場合）には、第3条記載の書面による退会届を、契約満了日の属する月の 15 日までに  
行わなければなりません。書面での通知を怠った場合、本規約は更に 1 ヶ月間、自動的に更新されるものとし、その後も同様となります。

3. 会員様が休会やプランの変更や契約種別の変更など、いかなる契約内容の変更を望むときでも、基本的には前項の取り決めが適応されます。従いまして、変更の意思表示は前項同様、契約満了日の属する月の 15 日までに書面にて通知をお願いします。

## (第3条 退会)

1. 退会を希望される方は、退会届のご提出が必要です。退会届のご提出があった場合、以下の各号に定める日に退会となります。

- ①15 日以前に退会届を提出した場合 当該月末日 ②16 日以降に退会届を提出した場合 翌月末日

2. 退会を希望される場合は店頭までお越しください。お越しいただけない場合はメール添付にて退会届を送りますので、必ずご返信ください。返送頂く退会届の受理をもちまして、退会届の提出がなされたものとなります。

3. 月の途中で退会届を提出された場合でも、退会日までは通常通りご利用いただけます。

#### (第4条 休会)

1. 休会とは利用を1ヶ月単位で利用を停止することをいいます。
2. 休会を希望される場合は、休会届の提出が必要です。休会届の提出があった場合、以下の各号に定める日より休会となります。  
①15日以前に休会届を提出した場合 翌月1日 ②16日以降に休会届を提出した場合 翌々月1日
3. 休会を希望される場合は店頭までお越しください。お越しただけない場合はメール添付にて休会届を送りますので、必ずご返信ください。返送頂く休会届の受理をもちまして、休会届の提出がなされたものとなります。
4. 月の途中で休会届を提出された場合でも、休会の開始日までは通常通りご利用頂けます。
5. 休会中の月につきましては、維持手数料として月額600円＋税を申し受けます。
6. 利用の再開を希望される場合は、再開届の提出が必要です。再開届の提出があった場合、以下の各号に定める日より利用再開となります。  
ただし、再開届の提出と同時に当該月分の月会費を店頭にて現金でお支払頂くことで、当該月からの利用再開が可能となります。  
①15日以前に再開届を提出した場合 翌月1日 ②16日以降に再開届を提出した場合 翌々月1日
7. 利用再開を希望される場合は、店頭までお越しください。お越しただけない場合はメール添付にて再開届を送りますので、必ずご返信ください。返送頂く再開届の受理をもちまして、再開届の提出がなされたものとなります。

#### (第5条 メンバースカード)

1. 会員の方は入店の際には必ずメンバースカードをスタッフへご提出ください。  
また、お帰りの際には必ずメンバースカードをお受取りください。
2. メンバースカード裏面に記載のある注意事項をお守りください。
3. メンバースカードを紛失された場合は再発行が必要となります。再発行手数料として1,000円＋税を申し受けます。

#### (第6条 登録内容の変更)

1. 登録の住所や電話番号、メールアドレス等に変更があった場合は、速やかに商店会にご連絡ください。
2. 婚姻による姓の変更など登録内容を変更される場合は、変更後の内容が記載されている本人確認書類をご用意頂いた上で、変更手続きを申請してください。
3. 前2項の変更手続きがなかったこと、または遅延したことにより会員が不利益を被ったとしても、商店会は一切責任を負いません。

#### (第7条 会員資格の喪失)

1. 次のいずれかに該当した場合、退会手続きをしていただくか、またはそれに応じない場合は、商店会が会員に通知する事なく会員資格を取消することができるものとします。  
①入会時に虚偽の申告をした事が判明した場合 ②入会金、月会費等を滞納した場合  
③本規約に違反した場合、もしくはその疑いがある場合 ④他の会員の迷惑となる行為をした場合  
⑤営業妨害とみなされる行為をした場合 ⑥その他商店会が会員として不適切と判断した場合

#### (第8条 個人情報の取り扱いについて)

当社は、入会時にお預かりした個人情報について次のとおり取り扱います。

1. 利用目的 会員の個人情報につきましては、以下に記載する利用目的を超えない範囲において使用致します。
  - ①会員様への連絡、情報の提供のため
  - ②会員様同士の交流のため
  - ③会員様についての統計、データ分析を行うため
  - ④スタッフ間での情報共有のため
  - ⑤その他、「勉強カフェ」におけるサービスの提供のため
2. 商店会は取得した個人情報を適切に管理し、予めご本人の同意を得ることなく第三者に提供することはありません。
3. 商店会は個人情報の取扱いを伴う業務の委託等のため当社が保有する個人情報をビジネスパートナーに預ける必要がある場合は、信頼に足るパートナーを選定した上で、漏えい等の事故が発生しないようビジネスパートナーを契約により義務付け、適切な管理を実施します。
4. 会員様ご自身が個人情報を当社に提供されるか否かは、会員様ご本人の判断によりますが、「勉強カフェ」におけるサービスの提供のため必要な情報を提供いただけない場合には、十分なサービスを提供できかねる場合がありますので、予めご了承ください。
5. 勉強カフェ内には防犯カメラが設置されており、商店会は防犯のために利用し、第三者に情報は提供いたしません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。
  - ①法令に基づく場合
  - ②捜査機関から犯罪捜査目的による要請を受けた場合(但し、画像の提供を求めるときは文書によるものとする)
  - ③人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められる場合
  - ④設置者等が管理上、特に必要であると認める場合

#### (第9条 個人情報の照会)

1. 会員様は、商店会に対してご自身の個人情報の開示等(内容の訂正・追加・削除、利用の停止または消去、第三者への提供の停止)に関して申し出ることができます。その際、当社はご本人確認をさせていただいたうえで合理的な時間内に対応します。

#### (第10条 営業)

1. 勉強カフェの営業時間は平日が午前 6 時から午後 10 時まで、土曜日が午前 6 時から午後 9 時まで、日曜日と祝祭日が午前 6 時から午後 8 時までとなります。  
なお平日とは月・火・水・木・金の各曜日で祝祭日を除いた日とします。  
また、午前 6 時から午後 0 時までは無入店営業時間とし、退会、休会、プラン変更などの各種手続きは行えないものとします。
2. 最終入店は閉店時間の1時間前までとなります。
3. マルチルーム、会議室などの付帯施設のご利用は各プランの利用可能時間に限りです。また、マルチルーム等の予約は勉強カフェ主催のイベントを除き会員様一人につき月に 5 回までとします。6 回目以降は当日施設に空きがあればご利用いただけます。ご利用の際には会員さまが利用代表者となって管理を行い、破損などがあつた場合には第 12 条に基づき会員さまに実費を請求いたします。また、開錠および施錠には必ず会員様が立ち会うこととします。
4. 無人営業時間の利用時には、自身の電子錠にて開錠を行い、施錠されたことをご確認ください。会員様以外の無人営業中の入室を故意に行った場合にはどのような理由があつても強制退会とし、不法侵入として警察に通報致します。その際に月会費などの返金は一切致しません。

### (第11条 休業)

1. 年末年始は休業とさせていただきます。詳細については都度ホームページ及び店頭にて告知いたします。
2. 商店会は年末年始の他に別途休業をする場合がございます。その場合はホームページ及び店頭にて告知いたします。
3. 第14条に示す免責事項を除き、勉強カフェの都合により年末年始以外の休業日を設けた場合には、以下に基づき月会費を返還いたします。
  - ①勉強カフェを利用できない期間が月間15営業日以上に及んだ場合には、該当月の諸会費・オプション料金は全額返還いたします。
  - ②勉強カフェを利用できない期間が月間8営業日以上14営業日以内である場合は、該当月の月会費の50%を次回支払いより割引いたします。
  - ③勉強カフェを利用できない期間が月間7営業日以内である場合は、所定の諸会費をいただきます。
4. スタジオの営業を終了する場合は1ヶ月前までに告知するものとします。お支払い済みの営業終了後の月会費は返金いたします。

### (第12条 スタジオのご利用について)

1. 会員様が以下の行為を行うことはご遠慮いただいております。
  - ①ラウンジにおいて、大声での会話やお電話、騒音を出すなど、他の会員様のご迷惑となる行為
  - ②ブース席(ラーニングルーム)でのお話やお電話及びお食事
  - ③他の会員様への営業活動、ネットワークビジネスや宗教、自己啓発セミナーなどへの勧誘行為
  - ④ジャージやスウェットでのご入店
  - ⑥匂いの強い食べ物やカップラーメンなどの汁が残るもの、アルコール類のお持込み
  - ⑦スタジオ内での喫煙
  - ⑧スタジオ内へのペットの持ち込み(ただし、盲導犬や介護犬の場合には、動物アレルギーをお持ちの方が先に入店されているか否か等を確認させていただいた上で、ご入店いただける場合があります。)
  - ⑨泥酔状態でのご利用
  - ⑩他の会員様にむやみに声をかける行為、個人情報聞き出す行為、その他営業行為
2. 前項各号のいずれかに違反する行為をした会員様は、その場で退店していただき、当方にて退会手続きを取らせていただきますのでご了承ください。
3. 前2項のご利用のルールに関しては、会員様の同伴のお客様にも適用されます。

### (第13条 損害賠償)

1. 会員様の貴重品につきましては、会員様ご自身で管理してください。  
万一、紛失や盗難があった場合、当社では一切の責任を負いかねます。
2. 会員様の過失による、スタジオ内の設備等の破損におきましては、その損害を実費にて請求させていただきます。

### (第14条 遅延損害金)

1. 本規約に基づく金銭債務についてその履行を遅延したときで、当社の督促に対する支払も行なわれず、遅延が30日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき滞納額の金額につき年14.6%の割合(年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても365日の割合とする)で計算した(1円未満を除く)遅延損害金を払わなければなりません。また、遅延損害金を支払った場合でも、当社の契約解除権の行使を免れるものではありません。

(第15条 免責事項)

1. 次に掲げる事由により会員様が被った損害について、当社は、その責を負いません。

- ① 地震、水害、疫病等の天変地異や火災、暴徒等の不可抗力による災害、停電、盗難、ITインフラ等通信設備機器やその他諸設備機器の不調や破壊及び故障、偶発事故、その他当社の責めに帰すことのできない事由。
- ② 会員様が他の会員様やその他の第三者により被った損害。
- ③ 本施設の造作及び設備等の維持保全のために行う保守点検、修理等による損害。

(第16条 不可抗力による契約の消滅)

1. 前条第1項第1号記載の天変地異その他の当社及び会員様の責めに帰すべからざる事由により、本施設の全部又は一部が滅失又は破損して、本規約の目的を達成することが不可能または困難となった場合、本規約は終了します。

これにより当社又は会員様の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとします。

(第17条 権利の譲渡の禁止)

1. 会員は、本契約から生じる権利・義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し、又は承継させることはできません。

(第18条 本規約の変更)

1. 本規約を変更させていただく場合がございます。この場合、変更後の内容および変更日について、十分な期間をもって商店会ホームページにて予告するものとし、変更日より新しい会員規約を適用させていただきます。

平成 26 年 6 月 1 日制定

令和 3 年 4 月 1 日改定